地域を元気にするサポーター！

福祉委員 ガイドブック

2021. 4

発行：総社市福祉委員協議会

目次

◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

①地域は、日々変化しています！・・・・・・・・・・・　２
②住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・・・・・・・・　３
③地域福祉を支える５つの力・・・・・・・・・・・・・　４
④福祉委員とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
⑤福祉委員の活動（役割編）・・・・・・・・・・・・・　６
⑥福祉委員の活動（事例編１）・・・・・・・・・・・・　７
⑦福祉委員の活動（事例編２）・・・・・・・・・・・・　８
⑧地域で、このような方見かけませんか？・・・・・・　９
⑨活動のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
⑩プライバシーの保護・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
⑪地区福祉委員会（ひとりで抱え込まないで！）・・・１３
⑫地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会・・・・・・１４
⑬民生委員・児童委員との連携・・・・・・・・・・・・１５

（参考）

◇社会福祉協議会とは？（略して社協）・・・・・・・・１６
◇生活支援に関する情報（例）・・・・・・・・・・・・・１８
◇社協の主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
◇福祉用語の解説（用語の手引き）・・・・・・・・・・２０

はじめに

今、地域社会に求められるものは、

『 **地域福祉** 』『 **住民主体の地域づくり** 』です！

『きっと誰かが何とかしてくれるだろう…』ではありません！

行政や社協、地区の一部の役員だけに“おまかせ”の時代は終わりました。

一人ひとりが生きがいや役割をもち、『助けあいながら暮らしていく時代』が到来しました。

⇒ 地域共生社会

- ◆ 住民一人ひとりの住み慣れた場所での“いきいき”とした生活が、地域福祉の原点です。
- ◆ 住民一人ひとりの自立した生活を考える時、今の時代においては、住民も含めた地域社会全体での支えあいの活動なくして、それを考えることはできません。
- ◆ だからこそ地域住民自らが自分たちでできることは、積極的に動いていく、福祉の地域（コミュニティ）づくり が求められているのです。

地域は、日々変化しています！

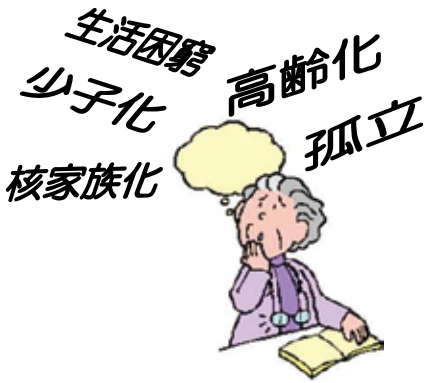

地域の現状

自分たちの住む地域を知ることが、今後ますます難しくなっている状況の中で、子どもから高齢者まで、生活の中から生まれている問題はふくらむばかり・・・。

◇ 背景 ◇

①少子高齢化

⇒合計特殊出生率（総社市 1.66%：岡山県 1.47%：全国平均1.36%）
⇒地域活動を支える世代の減少
⇒高齢化率（総社市 28.1%： 岡山県 30.5%）⇒　孤立・認知症への不安
⇒公的援助（施設・在宅サービス）だけでは十分対応できない…
⇒家庭における福祉力の崩壊（家族介護の限度）

＊合計特殊出生率　（R1 現在）
＊高齢化率　（R2. 10月現在）

②人間関係の希薄化

⇒個人のライフスタイルや価値観の多様化
⇒ひとり暮らしの高齢者世帯の増加や核家族化の進行

③問題・課題の複雑・深刻化

⇒不登校からひきこもりとなり8050問題に直面
⇒ごみ屋敷が原因で地域から孤立

支える側と支えられる側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあっていく必要があります！

願い・・・

住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・

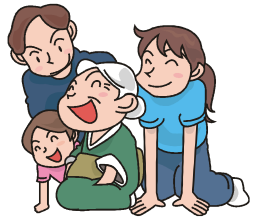

今！地域での問題・課題の中には

認知症・虐待・孤立・生活困窮

ひきこもり ・子育て・8050問題をはじめ・・・

深刻化
長期化
重度化

地域に潜む3つの壁

① 意識 の壁

- 誰にも迷惑をかけたくない。ふうが悪い。
- 自分には関係ない。

② 情報 の壁

- 様々な情報が必要な方に届いていない。
- *情報を知らないということを知らない。*

③ 制度・サービス の壁

- サービスが足りない。内容が不十分。

みんなの力で3つの壁を打ち破り、地域を元気にして安心して
豊かに暮らせる地域づくりが求められています！

地域福祉を支える5つの力

「地域住民」と「行政」と
「サービス関係機関」が一緒になって
支えていける仕組みが必要です！

ご近助力

自助力

支えが必要な人
その家族

家族や仲間に囲まれて･･･

自分のことを自分で行う力
（健康管理・介護予防）

互助力

住民の主体的な福祉活動
・福祉委員
・民生委員・児童委員
・地区社協
・小地域ケア会議

住み慣れた地域で･･･

豊かな生活の実現

社会福祉協議会の役割！

共助力

・医療・保健・福祉専門職
・介護保険サービスなど
社会保障制度

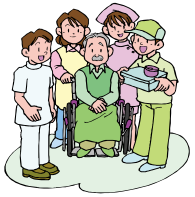

公助力

・市町村行政
人権擁護・虐待対応

『誰もが安心していきいきと豊かに暮らせる地域づくり』の実現

①安心してひとり暮らしができる地域
②障がいのある方も安心して暮らせる地域
③安心して子育てのできる地域

福祉委員とは？

「福祉委員」とは、みなさんの住んでいる身近な地域での福祉問題（ニーズ）や情報を把握し、その解決に向けて近隣住民に働きかけたり、民生委員・児童委員、主任児童委員や社協（関係機関）と連携して活動を推進していく「地域を元気にするサポーター（ボランティア）」です。

◇選出について

民生委員・児童委員と地域団体等（自治会・町内会など）が協議し選出され、総社市社会福祉協議会長が委嘱します。

◇見守り・目配りできる範囲に1名
→（約20～30世帯に1名が理想です）

◇資格について

必要ありません。地域に住むひとりでも多くの方に福祉活動へ関わっていただくことが大切です。
※ただし、問題を解決する目的以外には情報を口外しないように最低限のルールには気をつけていただきます。

◇任期について

2年間です。（再任は妨げません）

◇福祉委員の数

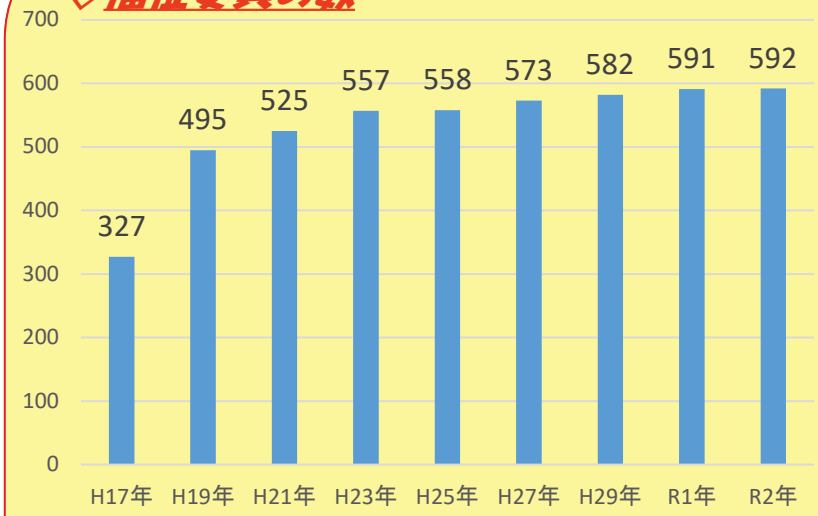

令和２年度は５９２名の福祉委員が地域で活躍しています。

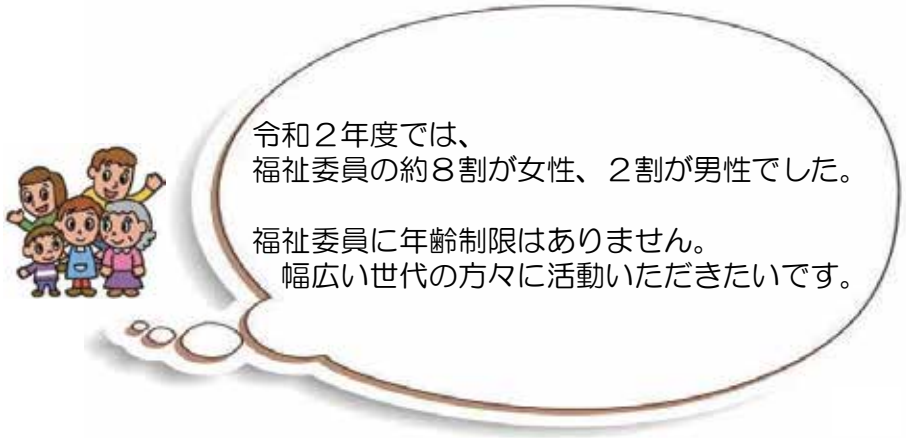

福祉委員の活動（役割編）

①地域のアンテナ役

- 日常的な生活の中での見守り・声かけ
- 問題の発見
- 簡単な援助
- 民生委員・児童委員、社協、地域包括支援センターへの連絡
- 秘密の保持

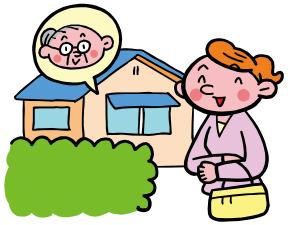

②福祉活動の協力役

- ふれあいサロン活動への参画
- 地区社協活動への参画
- 小地域ケア会議への参画
- 社協会費への協力
- 福祉のまちづくり座談会・研修会への参加

福祉委員の活動

小地域福祉ネットワーク活動

地域の「ちょっとした変化」に気づいていただければ十分です！

③福祉情報の連絡役

- 福祉の行事や制度・サービスの情報伝達
  - ・介護保険制度
- 福祉情報の伝達
  - ・社協だより

④福祉意識の啓発役

- 福祉のまちづくり
- ノーマライゼーション
- バリアフリー
- 福祉活動への参加呼びかけ

福祉委員の活動（事例編１）

【ふれあいサロン活動の開催・参画】

サロンに来ていただいた高齢者の方と
気軽にお話ができるようになりました。
喜んでもらえることが、自分もうれしい！

【普段の暮らしの中から・・・】

一人暮らしの方のお宅をときどき訪問し、お話を
しています。いろいろと教えていただくことも多いです。

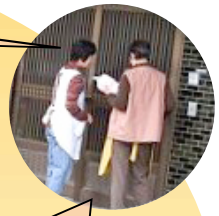

散歩中や買い物の際などに、ちょっと気にする気持ちから
（あいさつ・声かけ・日常の会話から）

【子育てサロン活動の開催・参画】

一人暮らしの方のゴミすてのお手伝いをしました。
福祉の相談を受けたり、それを民生委員・児童委員や
地域包括支援センター、社協へ繋げたりしています。

基本は、日常生活の中での
見守り・訪問活動から！！

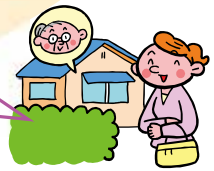

※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めてください。

福祉委員の活動（事例編2）

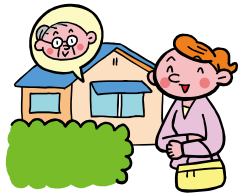

（地区敬老会）

【地区社協活動への参画を通じて・・・】

子どもも高齢者もみんなが笑顔になり、
参加して楽しかったと言ってくれることが嬉しいです。

（三世代ふれあい交流）

（こども食堂）

【小地域ケア会議への参画】

地区活動や福祉について
よく知るきっかけになりました。
地域の人とも顔見知りや、
繋がりができました。

【民生委員・児童委員との情報交換会】

※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めてください。

例えば・・・

地域で、このような方見かけませんか・・・？

① 一人暮らしの高齢者・・・

市内に親族がいない75歳のAさん。最近、認知症がすすみひとり暮らしがしづらくなって、不安がいっぱい…

② 87歳の夫を84歳の妻が介護（高齢者世帯）

夫（87歳）は重い肺の病気で在宅酸素の生活。
妻（84歳）が介護疲れから体調を崩している。
（ストレス・入院）

③ 子育てに不安・・・

核家族で団地に住む母親のCさん。はじめての子育てに少しノイローゼ気味・・・

④ 昼間一人暮らしで話し相手がいない・・・

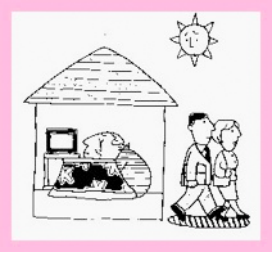

Yさん（85歳）の息子夫婦共働き。日中は一人で留守番。近所の友人も高齢で、お互い家の行き来もなくなり、一人でぼーっと過ごすことが増えている。話し相手もいなくなり、次第に物忘れもひどくなり…。

⑤ 福祉サービスや介護保険を利用したいけど手続きがわからない・・

父親（78歳）の介護で悩んでいる息子。
福祉サービスを利用するにはどこに連絡したらよいのか？介護保険制度について知りたい・・・

⑥ 地域から孤立ぎみな障がいのある方（話し相手がいない）

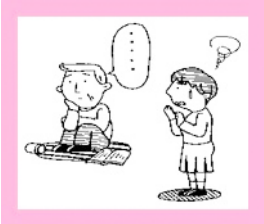

地域に住んでいる知的障がいのある方。
地域から孤立ぎみで居場所がない・・・

例えば・・・

地域で、このような方見かけませんか・・・？

⑦ 障がいに対する無理解

精神障がいに対する理解がないために、
関わりを避けられる．．．

⑧ 遊び相手がいない障がい児

学校では元気なB君も、地域では一人ぼっち・・・

⑨ 亡くなってから1週間後に発見

近所のことなら何でもわかると思っていた集落で。
死後数日たって発見・・・

⑩ 訪問販売（悪徳商法）などの被害

業者の強引な勧誘や夜間の訪問などを断りきれずに
商品を買わされて困っている・・・

⑪ 郵便受けに新聞がたまっている

家の中で動けなくなっている可能性も。
何か気がかり・・・

その他、福祉の援助が必要な方はいませんか？

福祉委員活動の第一歩！

日常生活の中での地域にある
“ちょっとした変化”　を
気にしていただければ十分です！

地域で気になること！
問題を発見したら！
できることから第一歩・・・

★民生委員・児童委員や社協など
関係機関へつなげてください。

福祉委員の相談先は？（H２６年福祉委員アンケートより）
１、民生委員・児童委員　２５％
２、自分以外の福祉委員　１６％
３、市社会福祉協議会　　１４％
４、地域包括支援センター　１３％
５、町内会長　８％　　（「相談していない」は、４％）

活動のポイント

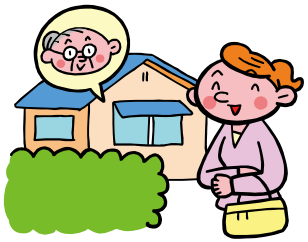

笑顔から始まる福祉活動！

①生活のリズムの中で！

“ 定期的に　継続的に”

活動の第一歩は日常的な見守りです。
地域で生活をする中で、無理をせず、できることから始めてください。

②チームワーク・パートナーシップで！

*“ 民生委員・児童委員や
社協、関係機関は仲間です！ ”*

活動中での問題・課題については、ひとりで解決しようとして抱え込まないでください。
必ず、民生委員・児童委員、社協、行政など関係機関と連携して問題解決に努めましょう。
連携に必要な「ほうれんそう」を実行してみてください。

「ほう」=報告　「れん」=連絡　「そう」=相談

③地域の社会資源を把握しておきましょう！

地域にある施設、公共機関、人やサービスなどいざというときにどうすればよいかを考える材料になります。

“ふれあいサロンも大きな資源です”

地域で開催されているふれあいサロンへ参加してみてください。
（地域活動の様子を把握）

④秘密は守りましょう！

“福祉委員も地域住民のひとりです”

活動中に知り得た個人の情報などの秘密を守りましょう。

⑤相手の気持ちになって！
⑥聞き上手になりましょう！

プライバシーの保護

プライバシーを守りましょう！

“ 福祉委員もその地域に住む住民のひとりです！”
“ 相互の信頼は見守り・声かけ活動の第一歩です！”

訪問活動（見守り・声かけ）では、どうしても家庭内のプライバシーにふれることになります。
その中には他人に知られたくないこともあり、本人の意思に反して外に漏れると信頼関係が壊れ、ネットワーク活動自体が根本から崩れてしまいます。しかし、必要以上にプライバシーにとらわれると活動自体が取り組めません。
訪問活動によって知り得た情報については、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、それ以外は口外しないでください。当事者からの個人情報は、信頼関係の上に成り立っていることを忘れずにお互いのプライバシーの尊重に努めましょう。

活動の中で考えられるプライバシーの具体例

ひとりで
抱え込まない！

- 年収、資産、納税額などの財産関係
- 家族や親族等の家庭内生活の状況
- 政党や宗教等の主義・主張
- 病歴や障がい等の状況
- 認知症の症状や介護保険の認定状況
- 学歴、職歴
- 生活保護等の受給歴
- 結婚、離婚歴
- 刑法、民法など法の違反歴
- 出生地　　など

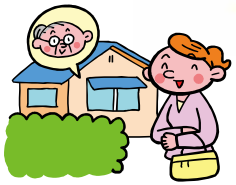

※　プライバシーの保護に関する原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生のとき、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることが優先されます。

地区福祉委員会

ひとりで抱え込まないで！

福祉委員の話し合い・学びの場

福祉委員は、地域の生活者です。定期的に集まる場（地区福祉委員会）を開催し、そこには民生委員・児童委員にも、できるだけ同席してもらいましょう。
⇒情報の共有・連携につながります。

また、必要に応じて社協職員や地域包括支援センターのほか、福祉専門職に来てもらい、専門的なアドバイスをしてもらうことがポイントです。

意見交換！

不安解消！

抱え込まない！

地域の様々な困りごと

地区社協

地域全体の問題として

地区社協と福祉委員活動との連携

福祉委員は地域で日々起こる（変化する）いろいろな問題や困りごとを早期発見する “地域のアンテナ役”でOK！

難しい問題は、決して自分たちの地区だけで解決しようとせず、地区社協へ 投げかけ、行政関係者や福祉の専門職も含め、地域全体の問題としてみんなで、考えていきましょう！

問題提起！

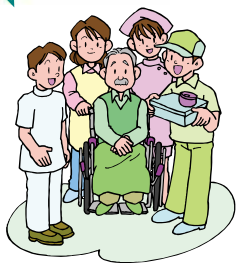

福祉専門職の助言のもとで！

地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会

◇4つの生活圏域に設置される14の地区福祉委員会
◇各地区との連携・協調を図る総社市福祉委員協議会

福祉委員相互のつながりを構築

北部生活圏域
・昭和地区福祉委員会

東部生活圏域
・三須地区福祉委員会
・服部地区福祉委員会
・阿曽地区福祉委員会
・山手地区福祉委員会

話し合いの場（情報交換）

相互の連携・信頼関係

総社市福祉委員協議会

西部生活圏域
・秦地区福祉委員会
・神在地区福祉委員会
・久代地区福祉委員会
・山田地区福祉委員会
・新本地区福祉委員会

中央部生活圏域
・総社地区福祉委員会
・常盤地区福祉委員会
・池田地区福祉委員会
・清音地区福祉委員会

研修会を通じて共通認識

福祉委員の意識高揚

民生委員・児童委員との連携

チームワーク！パートナーシップ！

○研修会などを通じて・・・

- 相互の連携と信頼関係を構築
- 地域の問題や課題を共有
- 福祉委員としての意識を高める

（地域の現状について情報交換会を開催）

（合同研修会の開催）

ポイントは「ほうれんそう」です。

「ほう」＝報告　「れん」＝連絡　「そう」＝相談

社会福祉協議会とは？（略して　社協）

社会福祉協議会とは、社会福祉法人格をもった民間の福祉推進団体です。地域において住民が主体となる住民組織と公私の社会福祉に関する活動を行う関係者等により構成され、地域における保健福祉上の諸課題を計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、**「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」**を目的とした**地域福祉の推進**を使命とする組織です。

◆社会福祉協議会５つの原則

①住民ニーズ基本の原則

・広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに即した活動をすすめる。

②住民活動主体の原則

・住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③民間性の原則

・民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④公私協働の原則

・公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤専門性の原則

・地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

社会福祉協議会とは？（略して　社協）

「ふだんのくらしのしあわせ」の実現をめざし、

住民のみなさんと共に 地域福祉を推進 する民間の福祉団体です！

社会福祉協議会

「住民主体」の活動理念・原則で、
“地域住民と共に”
地域福祉を推進する組織

①住民の声を聴き

- 福祉委員活動
- 福祉住民座談会
- 各種相談事業
- 様々な事業を通して

②住民と共に考え

- 理事・評議員会への住民代表の選出
- 福祉委員や地区社協の研修・会議
- 地域福祉活動計画
- 小地域ケア会議

③住民と共に動き

- 地区社協との協働・連携
- ふれあいサロン
- 当事者活動・組織支援
- 各種ボランティア活動の推進

④住民と共に支える

- 小地域福祉ネットワーク活動
- 見守り活動
- 要援護者台帳の作成　等

「住民主体」とは、社会福祉協議会の組織自体のあり方とその活動原則を象徴するキーワード（用語）です。
社協は、“住民と共に”をスローガンに、地域住民の生活・福祉課題に立脚し、住民主体の福祉活動の組織化を基本に、関係機関・団体との協働にもとづく、地域福祉を展開していく組織であることを意味しています。

生活支援に関する情報（一部抜粋）

総社市全域の活動

総社市生活支援にこにこサポート事業

【活動内容】
・掃除（お部屋、お風呂、トイレ、ゴミ出し、ゴミの分別など）
・簡単な家事（洗濯、布団干し、電球交換、調理の補助など）
・買い物（代行、同行）
・外出時の付き添い（公共交通機関、タクシーを利用）

【利用できる方】
・要支援者（介護保険認定区分が要支援1･2の方）
・事業対象者（基本チェックリスト該当者）

NPO法人キープきずな

【活動内容】
・身体介護、在宅理容、在宅調理、庭木剪定、伐採、草取り
・清掃（屋内、屋外）、片付け、お墓掃除、お墓参り代行
・外出時の付き添い（公共交通機関、タクシーを利用）
・網戸･襖･障子･畳の新畳及び張替（その他屋内のリフォーム）
・上記以外の活動は相談により実施

【利用できる方】
・高齢者、障がい者、又は上記作業に支障のある方

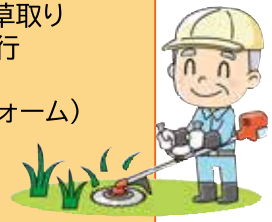

総社市シルバー人材センター

【活動内容】
・草取り、草刈、剪定、枝打ち、伐採、農作業、耕耘、真砂土搬入
・空き家管理、お墓掃除、害虫防除、蜂の巣駆除
・大工、左官、襖･障子･網戸張替
・掃除（屋内、屋外）、不用品処分
・家事援助（全般）、育児支援
・パソコン入力、筆耕（ペン･毛筆）、ポスティング

【依頼できる方】
・どなたでも可能（個人･法人問わず）

はーとふるネット　生活協同組合おかやまコープ

【活動内容】
・掃除（お部屋、お風呂、トイレ、窓拭きなど）
・食事作り、調理の補助
・簡単な家事（洗濯、布団干し、電球交換など）
・ゴミ出し、ゴミの分別
・庭の草取り（暑い時期はできません）
・買い物(代行、同行)
・外出時の付き添い(公共交通機関、タクシーを利用)　など

【利用できる方】
・ふだんのくらしで困りごとがある人

地域限定の活動

槻おたすけ隊（下倉地区･槻）

70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯を対象に日常生活の中でちょっとした困りごと**（買い物、電球交換、草刈、除草剤散布など）**をお助けします！

山田べんりーな（山田地区）

70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯を対象に日常生活の中で困っていること**（草刈、お墓掃除、粗大ゴミの処理、簡単な家屋修理など）**に対応します！

買援隊（三須桃山団地）

団地内の食料品や日用品の買い物に困る方を対象に毎週水曜日9時30分に桃山団地集会所へ集まり、**市内のスーパーへ送迎**しています。

社協の主な事業

困った時には
まず社協にご相談ください!

地域福祉

☎:92－8552

- 福祉委員活動
- 民生委員・児童委員との連携
- 地区社協活動
- ボランティアセンター
- ふれあいサロン
- 子育て支援
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉教育
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- 日本赤十字社
- 総社市共同募金会
- 団体事務
  - 老人クラブ
  - 介護者の会
  - ひとり暮らしの会
- 介護予防拠点施設
- 社協だよりの発行

権利擁護センター“しえん”

- 成年後見制度の利用支援
- 入居等困難な方への支援
- 虐待防止・対応
- 犯罪被害者支援

☎:92－8374

生活困窮支援センター

☎:92－8374

- 自立相談支援
- 家計改善支援
- 学習等支援
- 就労準備支援

障がい者基幹相談支援センター

☎:92－8578

- 障がいについてのなんでも相談
- 発達障がいに関わる相談
  - 日常生活での不安ごと、福祉サービスの利用について など

地域活動センターゆうゆう

☎:92－2566

- 障がいがある方の日中活動の場
- レクリエーション・屋外活動

障がい者千五百人雇用センター

☎:92－8379

- 就労支援・就労定着支援
- 企業・事業所への支援

ひきこもり支援センター“ワンタッチ”

☎:92－8597

- 相談支援
- サポーター養成
- 居場所づくり
- 家族会

在宅福祉サービス事業

- 居宅介護支援事業所 ☎:92－8565
- 訪問介護事業 ☎:92－8560
- 相談支援事業所 ☎:92－8559

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

＜高齢者分野＞

◆アルツハイマー病

進行する型の老人性認知症の病気の一つです。ドイツのアルツハイマー氏が発見したことからこの名前が付いています。脳の萎縮などが起こり、記憶・判断力の減退、意欲の低下が次々に起こり、徘徊や同じ動作の繰り返しが現れます。はっきりとした原因は未だに不明で、遺伝によるものもあるようです。

◆介護保険制度

介護保険制度は、老後生活最大の不安要因ともなっている「介護」を「社会全体」で支え合っていくことを目的として平成１２年４月から施行され、最近では、平成２９年に改正されました。（自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする、介護納付金への総報酬割の導入）

【内容】

市町村が保険者となり、６５歳以上（第１号被保険者）や４０歳～６４歳の人（第２号被保険者）と公費（税金）を財源として介護が必要になった被保険者に要介護度に応じた介護サービスを提供します。

介護サービス（利用限度額内）については自己負担額は１割となります。（所得に応じて２割負担となる場合もあります）

【介護度 】 要支援 １・要支援 ２・要介護 １・要介護 ２・要介護 ３・要介護 ４・要介護 ５ の７区分

◆緊急通報装置

在宅で７５歳以上の一人暮らしの方や家族がほとんど家におらず、本人に疾病などがある一人暮らしに準ずる方が対象で、事故や緊急を要する際に「緊急ボタン」か「ペンダント」を押すと異常事態を発信し受信センター（市との契約）を通じて消防署や地域（近隣）の協力者に援助をお願いするシステムのことです。

◆ケアハウス（軽費老人ホームの一種）

厚生労働省が定める老人福祉法における軽費老人ホームの一種で、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けるのが困難な６０歳以上（原則）の方が対象です。

◆高齢化社会

総人口に対する高齢者（６５歳以上）の割合（高齢化率）が、７％以上１４％未満を占めている社会のことです。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

◆高齢社会

総人口に対する高齢者（６５歳以上）の割合（高齢化率）が、１４％以上になり、それが続いていく社会のことです。

◆超高齢社会

総人口に対する高齢者（６５歳以上）の割合（高齢化率）が、２１％以上を超えた社会のことです。
現在は、高齢者数が増加する一方で、子どもの数が減少していく『少子高齢社会』に突入しています。

◆小規模多機能型居宅生活介護

介護保険サービスの１つで、在宅で生活している人が、小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられるものです。

◆ショートステイ（短期入所施設）

在宅で介護にあたっている家族の身体的・精神的負担の軽減、また家族が病気や冠婚葬祭、仕事、旅行などで一時的に介護ができない場合などに、家族に代わって施設で介護を提供する短期入所サービスをいいます。
サービス内容として、食事や入浴といった日常生活全般の介護、機能訓練などがあります。

◆地域包括支援センター

地域における高齢者の①総合相談・支援　②介護予防ケアマネジメント　③虐待の防止など高齢者の権利擁護を行うなど、地域住民の心身の健康維持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的・継続的に支援することを目的とする機関をいいます。
中央部北地域包括センター／中央部南地域包括支援センター／東部南地域包括支援センター／東部北地域包括支援センター／西部地域包括支援センター／北部地域包括支援センター

◆デイサービス

福祉施設での通所サービスで、主に介護保険制度で要支援や要介護と認定された高齢者の方、在宅の高齢者の方を対象に自宅への送迎を行い、各種のサービス（入浴・食事・日常動作訓練・レクリエーションなど）を提供し、生活の支援や、心身機能の維持向上を図ることを目的にしています。

◆特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

寝たきりや認知症高齢者の方で家庭で介護が受けれなくなった場合に入所し利用する施設をいいます。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

◆高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であったことから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定める。

高齢者虐待とは・・・①養護者による高齢者虐待　②養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待の類型・・①身体的虐待　②ネグレクト　③心理的虐待　④性的虐待　⑤経済的虐待

◆にこにこサポーター（総社市生活支援にこにこサポーター）

高齢者（要支援者など）が日常生活の中で、「ちょっと困っていること…」や「誰かといっしょならできる…」など、「豊かな自立した生活」をお手伝いしてくださる応援団のこと（掃除・買い物・簡単な家事などのお手伝い）

◆認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいいます。認知症の原因となる主な疾患には、脳血管障害、アルツハイマー病などの変性疾患、ビタミンなどの代謝・栄養障害、甲状腺機能低下などがあります。

◆認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のことです。

◆認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことです。

◆ふれあいサロン

地域住民（例えば、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者など）が気軽に集まり、ふれあいを通じて、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる活動をいいます。

◆ホームヘルパー

訪問介護員ともいい、在宅で生活していくうえで、ケアプランに基づいて介護や介助、支援を必要とされる方のお宅を訪問し、身のまわりのお世話や介護を行う人をいいます。（資格を要し、介護福祉士、ホームヘルパー１～３級取得者）

◆ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者の心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人をいいます。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

◆養護老人ホーム

身体もしくは精神上または環境（家庭的・住宅上・経済的理由）により、自宅での生活が困難な方が入所して生活援助を受ける社会福祉施設です。（特に、住宅環境や社会環境などから在宅での生活が困難な高齢者が利用します）

◆ＳＯＳ（そうじゃ　おかえり　サポート）システム

総社市において、認知症高齢者等の方で、「SOSシステム」の事前登録をしている方が行方不明になった場合に、「そうじゃメールマガジン」に協力登録している方にメールを一斉送信し、可能な範囲で捜索に協力していただくものです。

◆認知症事故救済制度

認知症の方が行方不明になった場合にメール配信を行う「SOSシステム」に本人登録された方を対象に、日常生活における偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に、総社市が契約者となり賠償責任保険に加入するものです。

◆ＡＣＰ（人生会議）

もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

◆成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方々に対し、財産管理や契約、法律行為などの支援をする制度です。この制度には2つの種類があります。

法廷後見制度・・・すでに判断能力が不十分な状態にある方を保護・支援する制度です。本人の判断能力に応じて「補助（判断能力が不十分な方）」「保佐（判断能力が著しく不十分な方）」「後見（判断能力が欠けているのが通常の状態の方）」の3つの類型が用意されています。

任意後見制度・・・現在、判断能力が十分な状態にある方が、将来に備えて利用する制度です。

◆フレイル

加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。要介護に至る前の状態と位置づけられている。

◆６０歳からの人生設計所

シルバー人材センター内にあり、高年齢者の就労や創業、社会参加などの希望をお聞きし、それぞれのニーズを関係機関と連携しながらマッチングのお手伝いをしています。また、高齢者雇用事業所や地域・社会参加活動の開拓も行なっています。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

＜障がい分野＞

◆あいサポート運動

誰もが様々な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動です。

◆グループホーム（共同生活援助）

知的障がい、精神障がい、身体障がいがある方が、「世話人」の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場です。（平成２６年４月１日からグループホームとケアホームはグループホームに一元化されました。

◆障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める。

障害者虐待とは・・・①養護者による障害者虐待　②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待　③使用者による障害者虐待

障害者虐待の類型・・①身体的虐待　②ネグレクト　③心理的虐待　④性的虐待　⑤経済的虐待

◆障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成２８年４月に施行されました。

◆障害者総合支援法

障がいのある方の日常生活および、社会生活の総合的な支援を図り、地域で自立した日常生活・社会生活を営むために支援を行います。障がい者を対象としたサービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援）、障がい児を対象としたサービス（障がい児通所支援・入所支援）、相談支援、地域生活支援事業があります（障がい者・児の対象に難病が加わっています）。

◆身体障がい者

身体障害者福祉法上の身体障害者とは、身体上の障害がある１８歳以上の者であって、都道府県知事（指定都市市長・中核市市長）から身体障害者手帳の交付を受けたものをいいます。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

◆自立支援サポートブック『よろしくね』

子どもの知っておいてほしい特性や接し方などを、担任の先生やボランティアといった子どもの支援者に伝えるためや生涯にわたって必要となる記録を残すための冊子です。

◆精神障がい者

「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいいます。

◆総社市地域自立支援協議会

障がいのある方にとって住みやすい地域を構築するために、障がい福祉施設、障がい者（児）団体、ボランティア団体、民生委員･児童委員、教育機関、行政などが情報共有や連携を図り、社会資源の開発・改善、支援などについて協議しています。

◆知的障がい者

知的障害者は、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成１７年知的障害児（者）基礎調査において、「知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

◆発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

◆ほっとパーキングおかやま

岡山県内で、障がいがある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方に専用の利用証が発行され、車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）を優先して利用できるようにしている制度のことです。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

＜児童分野＞

◆子育てサロン

地域（集会所や公民館など）を拠点に、子育ての当事者の仲間づくりや情報交換の場として気軽に集える交流の場です。

◆こども食堂

地域のボランティア等が子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みです。

◆児童虐待の防止等に関する法律

「児童虐待」とは、保護者がその看護する児童（１８歳未満）について行う次に掲げる行為をいいます。
①身体的虐待　②性的虐待　③ネグレクト　④心理的虐待

◆児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県および政令指定都市に設置されます。

◆認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の良い点を活かしながら、その両方の役割を果たすことができる新しい仕組みとして、平成１８年１０月から運用が始まりました。

◆ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、相互援助活動に関する連絡・調整、病児・病後児の預かり、ひとり親家庭等の支援等を行います。

◆保育所

日中就労等している保護者に代わって児童を保有することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を有します。

◆要保護児童

要保護児童は、児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第8項に定義されています。

◆幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え心身の発達を助長するための教育施設です。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

＜地域福祉分野＞

◆自助力

自分のことを自分でする力や、自らの健康管理（セルフケア）のことをいいます。

◆共助力

介護保険に代表される社会保障制度及びサービスのことです。

◆公助力

個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が支える力をいいます。

◆互助力

個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力をいいます。

◆ご近助力

お互いに助け合う力の第一歩となる、まさにご近所同士がつながり・助け合う力をいいます。

◆小地域ケア会議

地域の方々がその地域の特性を活かして、より良い生活を送るためにはどうしたらよいかを話し合う場として、市内２１か所で開催しています。

主な協議内容としては、①地域で支え合う仕組みづくり　②援助困難事例の検討　③社会資源の情報集約及び提供　④地域が抱える問題の把握及び共有　⑤新たなサービスの構築に向けての検討が挙げられます。

◆地域包括ケアシステム

援助が必要な人が、住み慣れた場所で安心して豊かに暮らせるよう支援するために、その人及びその家族を中心として、地域住民・行政・専門職・事業者などが相互に連携してつくりあげる、早期発見・早期対応・ネットワーク形成、そして問題解決・協議（サービス調整・地域組織化）等の機能を備えた総合的な地域の仕組みをいいます。

◆ふくしネットそうじゃ（総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会）

市内に拠点がある社会福祉法人がネットワークを組み、社会福祉法人の”ちから“を活かし地域の課題解決することを目的に組織された仕組みです。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

◆地区社会福祉協議会活動（地区社協活動）

住民自身が、地区にある福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題解決に向けて一人ひとりが安心して暮らせる、住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組む活動であり、地域の社会福祉の増進をめざして市社会福祉協議会とともに活動していくために設置された組織です。総社市では１４の地区社会福祉協議会（概ね小学校区単位）を設置しています。

◆ネットワーク

地域、隣保内の当事者を取り巻く住民が連携し、小さな問題も見逃さない網の目の組織のことです。

◆ノーマライゼーション

今日の社会福祉の理念となっています。高齢者も障がい者もそうでない人も人間として当たり前の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きるような社会こそノーマルである、という考え方です。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

社会・地域福祉の取り組みを進めるための社会福祉援助を行います。地域に対しての援助を通して、地域と人を結びつけたり、生活支援と公的支援制度の活用についての調整を行います。

◆福祉活動専門員

市区町村社会福祉協議会に設置される国庫補助の対象となる専門職員のことをいいます。市区町村区域の民間社会福祉活動の推進方策についての調査、企画、連絡調整、広報、指導、その他実践活動の推進に従事します。

◆ボランティア

自由な（自らの）意志による自発性に支えられた実践行為で福祉社会づくりに積極的に取り組んでいく人のことをいいます。社会のために自分ができることを行うことであり、暮らしや心の豊かさを向上させる重要な活動として考えられます。

活動の内容は多様化しており、福祉をはじめとし、保健・医療・地域安全・教育など多岐にわたります。

◎ボランティア活動の５つの原則・・・①自主性・主体性・自発性　②社会性・連帯性　③無償性
④創造性・開発性・先駆性　⑤継続性

◆民生委員･児童委員、主任児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、一人暮らしの高齢者などをはじめとし、援護活動や相談・助言活動など、地域社会の福祉向上に向けた、様々な取り組みを行っています。また、多様な社会的課題に対して行政や地域住民、社会福祉協議会などと連携を図りながらその解決に向けた取り組みの中心的な役割を果たしています。主任児童委員は、特に子育てや児童をめぐる相談が主になります。

☞ 福祉用語の解説（用語の手引き）（５０音順）

＜その他＞

◆社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的としている法律です。

◆生活困窮者自立支援法

働きたくても働けない、住むところがない、など生活全般にわたる困りごとへの支援を行っていく制度。
総社市では、市から社会福祉協議会が受託し、「生活困窮支援センター」を設置しています。

◆専門機関

福祉・保健・医療の機関のこと。福祉分野は、行政・福祉施設・社協などをいい、保健分野は、保健センター・保健所。
医療分野は、病院といった機関のことをいいます。

◆当事者

福祉分野においては、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者などを示します。
また、共通の問題を集約し、当事者自らが福祉活動の担い手として行動する集団を「当事者組織」といいます。

◆ニーズ

「必要なもの」「欠けているもの」「差し迫った事態」などと訳され、『福祉ニーズ』という場合、社会生活・福祉面において充足されるべきことという意味で使われています。

◆ＮＰＯ

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。
株式会社等の営利企業とは違い「利益の追求ではなく、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体」のことです。

◆ＱＯＬ

Quality of Lifeの略で、生活の質の向上の理念を意味しています。単なるサービスの提供だけでなく、その人の心の豊かさへの支援が必要。“支援している人の表情を明るくしたい！”　“生きる気力を支援する”ことなどです。

地域を元気にするサポーター！

福祉委員
ガイドブック

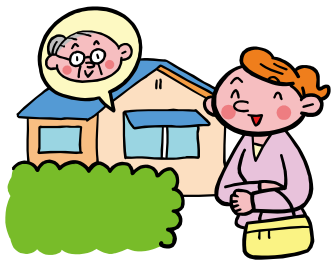

（事務局）

社会福祉法人　総社市社会福祉協議会

〒７１９－１１３１

総社市中央一丁目１番３号　総社市総合福祉センター内

TEL　0866（92）8552　ＦＡＸ　0866（94）0089

e-mail：chiiki@sojasyakyo.or.jp

このガイドブックは、福祉委員のみなさまの活動を基に作成しました。